

平成12年4月1日に地方分権一括法が施行され、これまでは、議会の審議の対象とならなかった機関委任事務制度が廃止され、地方議会の果たす役割は大きく広がり、その責任はさらに増すことになった。

また、今後の地方自治体は、厳しい財政状況の中で自主・自律の道を歩んで行く中で、町民が地方公共団体の長及び議会の議員を直接選挙するという『二元代表制』の下、町民の意思を代弁する合議制機関として、独任制機関として異なる特性を持つ町長と緊張ある関係を保ち、独立・対等の立場において、自らの創意工夫によって町民との協調、議会の公正性・透明性を確保することが求められており、町民に開かれた議会、町民参加を推進する議会を目指し、議会に与えられた大きな権限と役割を最大限に発揮することが必要である。

このことを踏まえ、平成23年から議会の活性化を協議し、平成25年4月には、浦幌町議会基本条例を施行し、様々な制度を導入する中で、議会の評価も毎年実施し、継続的に議会の活性化を進めてきた。

平成27年の改選後においても議会基本条例に則り、議会の活性化を進めるため、この4年間で「第2次議会の活性化」と位置づけし、町民に身近な議会を目指し検討を行う。

議会の活性化の視点

- 1 地方議会の役割（議員定数・議員報酬）
- 2 監視・評価機能の強化
- 3 調査、研修、政策立案機能の充実
- 4 議会組織、議会運営のあり方
- 5 町民に身近な・開かれた・町民参加の議会

第2次議会の活性化

- 1 実施期間 平成27年5月～平成31年4月（任期4年間）
- 2 組織体制 議会運営委員会を中心とする。（議会基本条例第26条）
全体協議は、議員協議会。（座長～副議長）

浦幌町議会基本条例

第8章 継続的な検討と見直し手続

（継続的な検討）

第26条 議会は、法律等の改正等も踏まえながら、町民意見等や社会情勢の変化等を勘案し、議会の活性化について継続的に議会運営委員会において検討する。

- 3 進め方 全体協議（議員協議会）の議論を充実させ、調整及び精査については、議会運営委員会で行う。
検討項目を各議員が提出し、精査後、全体協議（議員協議会）及び議会運営委員会において、調査・検討・協議する。
視察が必要なものについては、予算等を考慮しながら実施する。
議会活性化講演会、議会報告会、一般会議、議会モニター会議などを活用することができる。
町と協議が必要なものについては、その都度、執行機関協議を開催する。
- 4 スケジュール 前半2年を調査・検討・協議期間
後半2年を実施期間
ただし、すぐに実施すべきものについては、総合的に判断し実施時期を問わず進めていく。

議員の成り手不足に対する取り組み

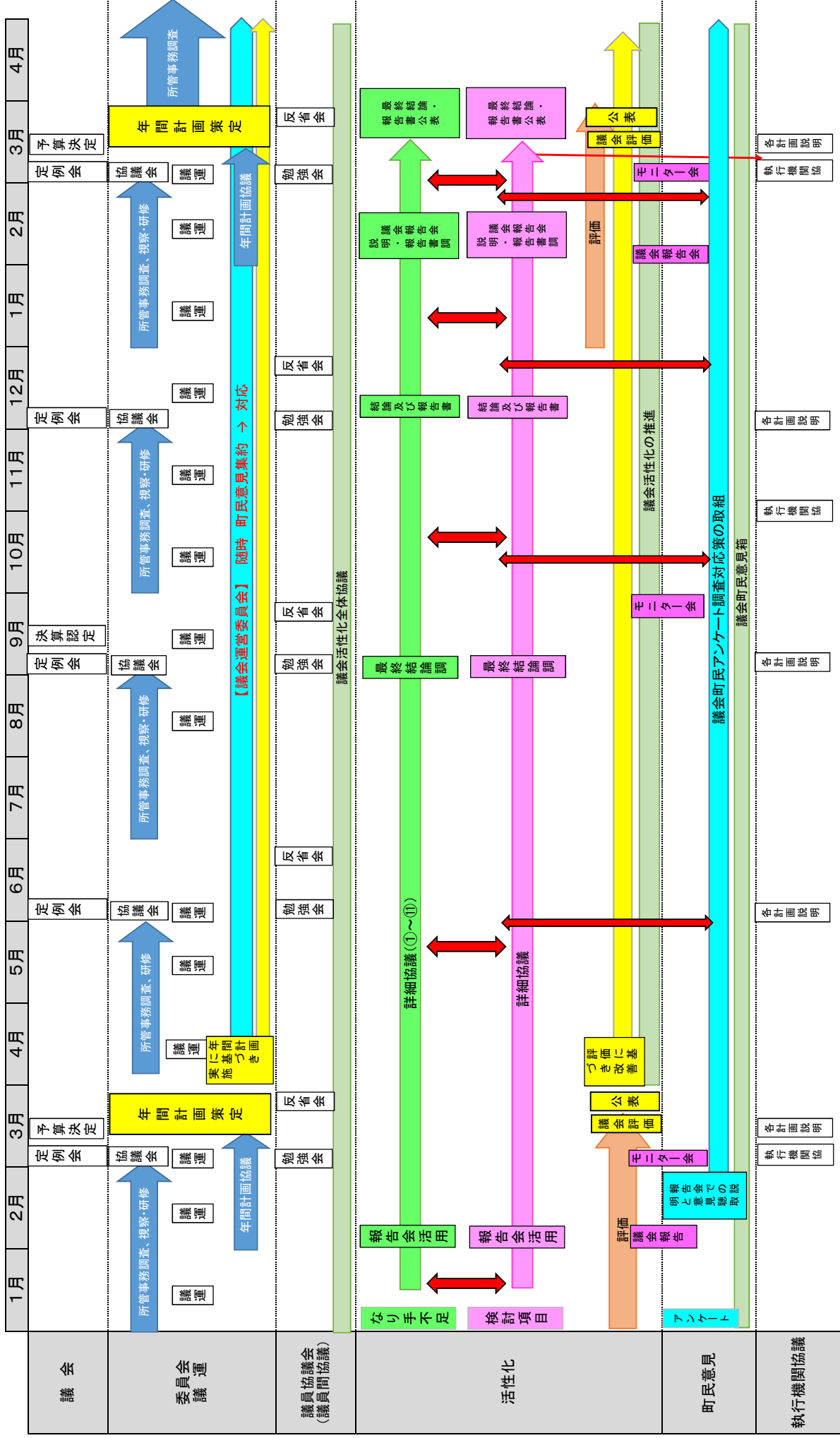
- 1 欠員となった原因がどこにあるのか、議会制度や社会情勢等も含め総合的に検証していく。
- 2 議会基本条例に規定する議会報告会、一般会議、議会モニター会議、活性化講演会を活用し、広く町民の意見を聴取し意見交換を重ね、今後の浦幌町のあるべき姿について、町民とともに考えていく。
- 3 議会としては、議会活性化の視点1「地方議会の役割(議員定数・議員報酬)」の中に位置づけし、検討していく。

第2次議会の活性化検討項目

検討項目

項目	NO	検討事項
1 地方議会の役割(議員定数、議員報酬)		別に詳細協議
2 監視・評価機能の強化	1	①行政評価及びまちづくり計画等の議会評価の検討
3 調査、研修、政策立案機能の充実	2	①議員の学習会・研修会の開催
	3	②政務活動費のあり方
	4	③議会図書室などの充実
	5	④事務局の体制
	6	⑤行政視察研修のあり方
	7	⑥政策提案・提言に向けた検討
	8	⑦調査機関の設置及び活用
4 議会組織、議会運営のあり方	9	①正副議長選出の方法(所信表明)
	10	②休日・夜間の議会開催
	11	③常任委員会などの機能充実
	12	④議会広報編集特別委員会の位置付け・あり方
	13	⑤一問一答方式の導入
	14	⑥政治倫理などの申し合わせ確認
	15	⑦議員間討議の充実
	16	⑧本会議の会議時間
	17	⑨常任委員会への複数加入
	18	⑩その他会議(組織)の設置及びあり方
	19	⑪議会の評価・議員の評価
	20	⑫本会議後の問題点・課題等の検討
5 町民に身近な・開かれた・町民参加の議会	21	①議場等のバリアフリー化
	22	②インターネット等を活用した情報公開
	23	③議会における会議の公開
	24	④自治基本条例の検討

議会年間計画を基準にした第2次議会の活性化の活動イメージ



【第2次議会の活性化スケジュール】

		なり手不足協議	検討項目協議	議会町民 アンケート調査	町民の意見聴取 執行機関との協議 その他	会議規則改正、 運営基準、要綱、 ルール等	議員定数 議員報酬	
平成27年度	4月							
	5月	改選						
	6月	課題等の提出	検討項目提出					
	7月				大学教授と意見交換			
	8月	資料等の勉強会						
	9月	本格協議開始		補正予算計上				
	10月			アンケート調査実施	講演会	アンケート調査		
	11月			アンケート集計	執行機関協議	アンケート集計		
	12月							
	1月			アンケート公表		アンケート公表		
	2月			アンケート対応		議会報告会		
	3月			報告会での説明と意見聴取		執行機関協議		
平成28年度	4月	①						
	5月	①						
	6月	①						
	7月	①						
	8月	①	詳細協議					
	9月	結論最終調整	結論最終調整					
	10月							
	11月					執行機関協議		
	12月	結論及び報告書	結論及び報告書					
	1月							
	2月	報告会で説明・報告書調整	報告会で説明・報告書調整			議会報告会		
	3月	最終結論及び報告書公表	最終結論及び報告書公表			執行機関協議	議論	
平成29年度	4月							
	5月							
	6月							
	7月							
	8月							
	9月							
	10月			アンケート 対応策の 取組	講演会			
	11月	具体的 施策の 実施			執行機関協議			
	12月							
	1月							
	2月				議会報告会			
	3月				執行機関協議			
平成30年度	4月							
	5月							
	6月							
	7月							
	8月							
	9月							
	10月				講演会			
	11月				執行機関協議			
	12月							
	1月							
	2月				議会報告会			
	3月				執行機関協議			
平成31年度	4月	改選						
	5月							

活性化の協議

具体的施策の実施

具体的施策の実施

一般会議など

規則、運営基準等整備